

放射性物質汚染廃棄物の処理に係る情報発信の概要について

➤ 環境省ホームページを通じた PR

①指定廃棄物の処理

- ・ 指定廃棄物の発生経緯、一時保管の現状と課題、処分施設の必要性・安全性等について分かりやすく説明

- ・ 減容化の実証事業等の安全対策やモニタリングデータ、処分についての取り組みや有識者会議の結果等を公開



指定廃棄物処理情報サイト

<http://shiteihaiki.env.go.jp/>

②対策地域内廃棄物の処理

福島県の対策地域内の自治体別の仮置場及び仮設処理施設等の災害廃棄物の搬入量や仮置・処理状況の他に、環境モニタリングデータ等を公開



国によるふくしま災害廃棄物処理の情報サイト

<http://taisakuchiiki-daiko.env.go.jp/>

➤ 指定廃棄物に関するパンフレット・新聞広告の作成・配布を通じた PR

- ・ 指定廃棄物に関する基礎情報、処理のプロセス、一時保管と収集・運搬の方法、減容化施設の必要性・安全性、処分施設の必要性・安全性、放射線の基礎知識に関するパンフレットを作成・配布



- ・ 特定廃棄物の埋立処分事業（フクシマエコテッククリーンセンター）に関するパンフレットを作成・配布

- ・ 処分施設の必要性・安全性等に関する新聞広告を掲載。特に処分場候補地の選定手法確定後には、選定手法をお知らせする広告を実施。

安全・安心確保のため、指定廃棄物の早急な処理を

環境省

栃木県内では、放射性物質に汚染された指定廃棄物が県内各所で一時保管されており、できるだけ早急に安全な施設で処分することが必要です。平成25年12月に栃木県における処分施設候補地の選定手法が決まりました。国が責任を持って候補地選定を進めますので、みなさまのご理解とご協力をよろしくお願いします。

発生経緯

平成23年3月の東京電力福島第一原子力発電所の事故によって大気中に放出された放射性物質が、私たちの日常生活の中で空気中の微粒子や下水汚染、雨やわらいなどにより付着しました。そのうち、放射性物質を一定濃度を越えて含むものについては、処理に当たって配慮が必要のため、国の責任のもと、適切な方法で処分することとなりました。

処理の必要性

栃木県においては、このような廃棄物が県内各所に分散して一時保管されています。保管期間が経過していることに加え、長期には自然放射線と見られることから、処分施設等も県内に1か所設置し、安全に集約して処理する必要があります。県内で発生している指定廃棄物をすべて処理することはできません。

施設の安全性

指定廃棄物の処分施設では、二重のコンクリートで被覆し、管理設備を設けるなど廃棄物の対策を講じ、雨水や地下水が地下に浸透しないよう確保することを目指します。これらの対策により、放射性物質が外部に漏れ出すことを防ぎます。さらに、長期にわたって、国が維持管理・点検することにより、周辺住民の方々の健康に対する影響が生じないようにします。

※ 指定廃棄物とは・・・
放射性物質がごみの焼却灰、下水汚泥、浄水発生土、珪わらなどにより濃度（1キログラム当たり0.000ベクレル）を超えて付着・濃縮し、環境大臣が指定した廃棄物のことです。これは放射性物質汚染対処特措法に基づき、国が処理を行います。指定廃棄物は原子力施設で発生する放射性廃棄物ではありません。

栃木県における処分施設候補地の選定手法

まず、安全等の観点から避けるべき地域を除外します。次に、利用可能な国有地・私有地の中から、必要面積が確保可能な土地を抽出し、このうち、安心等の地域の理解がより得られやすい土地を選定します。その上で、詳細な調査を行い安全等の評価を行った上で、国が最終的な候補地1ヶ所を提示します。

安全等の観点から避けるべき地域を除外

安全な処分を万全を期するため、自然災害の恐れがある地域を除外するとともに、施設が存在するものが、自然と自然放射線の発生や交通等の位置に影響を及ぼすおそれがある地域を除外。

安心等の観点からより得られやすい土地を選定

利用可能な国有地・私有地の中から必要な面積を確保できるかなどを土地を抽出し抽出された土地の中から、有識者会議・市町村長会議を踏まえて決定した。安心等の4つの項目により評価を行い、絞り込み。

1. 利用のある集落との距離

2. 水源との距離

3. 自然環境

4. 指定廃棄物の保管容量

5. 自然環境との距離

6. 指定廃棄物の保管容量

最終的な候補地を提示

ボーリング調査により詳細な地質・地層について、地質・地層に対する詳細な調査により安全等の評価を行った上で、国が最終的な候補地を提示し、地元の有識者に丁寧に説明していきます。

2

◇減容化に向けた取組み

・減容化実証事業の紹介

可燃性の指定廃棄物について、焼却などの処理によって減容化・安定化を図るための実証事業の説明。

(岩手県一関市、福島県鮫川村、福島県福島市、福島県県中浄化センター、福島県飯舘村蕨平地区の施設について紹介)

・減容化事業、処理施設の概要や環境モニタリングデータ（放射性Cs濃度、空間線量率等）、稼働状況等についての紹介。

三 減容化に向けた取組み

農林業系副産物や下水汚泥などの可燃性の指定廃棄物については、焼却などの処理によって処分量を削減（減容化）するとともに、性状の安定化を図る事業を進めています。

現在、事業を実施している減容化施設においては、排ガス中の放射能濃度、敷地内・敷地周辺における空間線量率のモニタリングを行い、その結果を公表しており、安全に減容化（焼却・乾燥）できていることを確認しています。

☞ 岩手県一関市における実証事業



岩手県一関市において、各家庭から排出される生活ごみと放射性物質を含む農林業系副産物（牧草）を一緒に焼却処理を行う実証事業を実施しました。

[詳しくはこちら](#)

☞ 福島県福島市における実証事業

☞ 事業概要等

- 事業の概要、乾燥処理の工程と特徴 [180KB](#)
- 乾燥施設の概要 [437KB](#)
- 安全への取組 [739KB](#)

☞ モニタリングデータについて

- 環境放射線測定値（環境省モニタリングポスト）

☞ 稼働状況について

- 汚泥減容化施設の稼働状況 [2.6MB](#)
- 運転期間の見直し [1.4MB](#)

☞ 国が設置する処分場の安全性

- 各県内で分散保管されている指定廃棄物を集約して処理するために、国が必要な処分施設を建設します（一定期間、仮設焼却炉を併設※）。※宮城県・栃木県について併設予定
- 地震などの災害に強く、外部に放射性物質を出さず、放射線を遮へいする構造とします。
- 搬入中は周囲の環境への影響を最小限に抑えるとともに、処分終了後も長期間にわたり、国が点検・維持管理します。

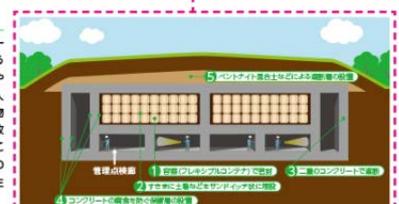
● 処分場に関する安全性の確保について詳しくはこちら



周囲への影響を遮断します

より安全な施設です。

処分施設では、二重のコンクリートで遮断し、管理点検窓を設けるなど何重もの対策を講じ、雨水や地下水などが処分施設内に浸入することを防ぎます。水が廃棄物に接触しない構造とすることで放射性物質の漏出を防止します。これらの対策により、周辺住民の方々への健康に対する影響が生じないようにします。



● 管理を徹底し、測定データの収集、結果の公表を行います。
指定廃棄物の搬入・中間処理・埋立中はもちろん、処分終了後も敷地周辺の空間線量率の測定や、地下水の水質（放射性セシウム濃度ほか）などを測定し、結果を公表します。また、処分施設の周辺の環境も含め、みなさまの安全・安心の確保に万全を期しています。

三 処分に向けた取組み

指定廃棄物の処分については、放射性物質汚染対処特措法の基本方針において当該指定廃棄物が保管されている都道府県内において行うことが明記されています。国は既存のできる限り処理施設の活用を行うとともに、指定廃棄物の保管がひっ迫している都道府県においては、新たに処分場を設置することとしています。

☞ 5県（宮城県・茨城県・栃木県・群馬県・千葉県）における取組み

指定廃棄物は、一時保管がひっ迫しており、早期に処理するため、それぞれの県内で処理する方針です。各県において、市町村長会議を開催し、県や市町村との意見交換を重視しつつ、それと並行して、有識者会議を開催し、科学的・技術的な観点からも議論をいただき、丁寧に候補地選定を行います。

国が設置する処分場の安全性	候補地選定手順の考え方（案）
指定廃棄物処分許可有識者会議	各県の取組み

☞ 福島県における取組み

福島県の1キログラム当たり8,000ベクレルから10万ベクレル以下の指定廃棄物については、県内の管理型処分場での処分に向けて、関係者との協議を進めています。

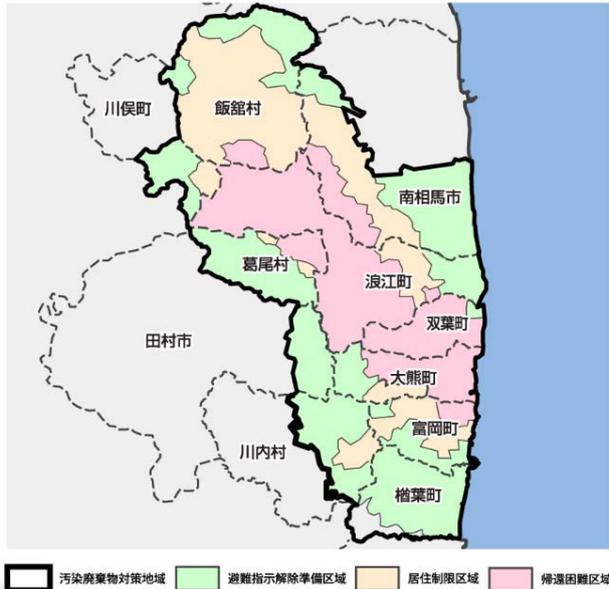
平成25年12月14日に石原環境大臣及び根本復興大臣が福島県を訪れ、管理型処分場（フクシマエコテッククリーンセンター）の活用受入れに係る要請を行いました。

- フクシマエコテッククリーンセンター埋立処分計画（案） [1.6MB](#)
- フクシマエコテッククリーンセンター埋立処分計画（案）について [951KB](#)
- 当日の様子はこちら

・指定廃棄物の最終処分に向けた取組みとして、「処分場の安全性」、「候補地選定の考え方」について説明するとともに、有識者会議の進捗状況の他、各県の取組み状況について説明。

■ふくしま災害廃棄物処理の情報サイト

福島県内の災害廃棄物処理の状況について、自治体別に仮置場及び仮設処理施設の概要や、搬入量、処理量等の他、環境モニタリングデータ等について紹介。



自治体別の仮置場、仮設焼却施設等を選択。各施設の概要、処理状況、環境モニタリングデータ等を公開。

仮置場 南相馬市

(災害廃棄物等推定量：260,000t)

※帰還困難区域を除く

災害廃棄物等の搬入状況

搬入量^{*} **83.00** トン

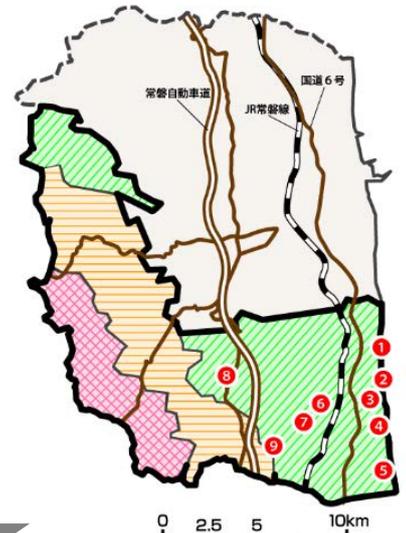
進捗率 **32** %

平成26年3月現在
※家の片付けごみの搬入量は累計中です。
※有効数字2桁で四捨五入。

▶月ごとの搬入量は、こちらより確認いただけます。

地図上の番号をクリックすると各仮置場の環境モニタリングデータ等を確認いただけます。

- ① 小沢仮置場
- ② 村上仮置場
- ③ 塚原仮置場
- ④ 角部内仮置場
- ⑤ 浦尻仮置場
- ⑥ 吉名第一仮置場
- ⑦ 吉名第二仮置場
- ⑧ 大富仮置場
- ⑨ 神山仮置場



仮設焼却施設等

飯舘村 小宮仮設焼却施設

仮設焼却施設の状況

- この仮設焼却施設は、飯舘村の一時帰宅された住民の方々が片付けを行って廃棄されたごみ（家の片付けごみ）を焼却処理し減容化を行うもので、国が建設する施設です。
- 処理予定量は、1,900トン程度です（平成26年度：800トン程度、平成27年度：1,100トン程度）。
- ※焼却予定量は、想定であるため、今後変動の可能性があります。

対象物	津波がれき	<input type="checkbox"/>	施設規模	5t/日
	被災家屋解体物	<input type="checkbox"/>		
	被災車両等	<input type="checkbox"/>	焼却開始月	整備中
	家の片付けごみ	<input checked="" type="checkbox"/>		
	廃家電	<input type="checkbox"/>		
その他()	<input type="checkbox"/>			

生活環境影響評価

- 生活環境影響評価については下記のPDFをご覧ください。
- 平成25年度飯舘村小宮地区対策地域内廃棄物処理業務（減容化処理）に係る生活環境影響調査 調査書概要版 平成26年1月.pdf

※仮設処理施設の設置に当たっては、「対策地域内廃棄物処理計画」において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第3項の規定に準じ、周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査を実施することとされています。

仮置場

南相馬市 小沢仮置場

仮置場の状況

- 現在整備工事中。
- 平成26年4月 工事を完了し、搬入開始予定。

対象物	津波がれき	<input checked="" type="checkbox"/>	仮置場面積	整備中
	被災家屋解体物	<input checked="" type="checkbox"/>		
	被災車両等	<input type="checkbox"/>	搬入開始月	
	家の片付けごみ	<input checked="" type="checkbox"/>		
	廃家電	<input type="checkbox"/>		
その他()	<input type="checkbox"/>			

環境モニタリング

環境モニタリングの結果については下記のPDFをご覧ください。

地下水放射能濃度

- 平成25年8月～平成26年2月[PDF:51KB]

粉じん

- 平成25年8月～平成26年2月[PDF:54KB]

敷地境界空間線量率

- 平成25年6月～平成26年2月[PDF:33KB]